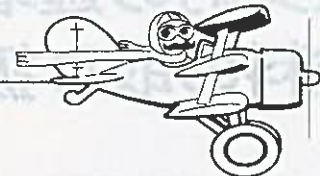


今日のテーマ

定期保険について(3)



* 今回も前回、前々回に引き続き経営者保険（定期）について検討しましょう。

前回、前々回と経営者が加入する保険として定期保険の利用方法、特にご加入後の経営環境変化に対応できる柔軟性を紹介してきました。そこで今回は、加入にあたってどれだけの保障額に加入すべきかの目安を紹介します。

ポイント1 事業保障対策（事業保障準備資金）

経営者が万一の際、取引先や金融機関への債務の返済が必要となる可能性があります。そのとき、どのくらい準備しておけばよいのでしょうか・・・？

$$\text{事業保障準備資金} = \text{借入金相当額} \times 2 \text{ (*)} + \text{従業員の年間給与の準備額}$$

(*) 法人税等を考慮して、借入金相当額を2倍しています。

あなたの場合の事業保障資金を計算してみましょう。

ポイント2 死亡退職金・弔慰金準備資金

経営者には労災保険などの法的保障が薄いため、ご遺族の生活保障対策は欠かせません。

A：死亡退職金準備資金

$$\text{退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{役員通算在任年数} \times \text{役位別倍率 (*)}$$

(*) 役位別倍率【例】 / 会長：3.0 社長：3.0 専務：2.5 常務：2.3 取締役：2.0

B：弔慰金準備資金

- ◆ 業務上の死亡の場合 $\text{最終報酬月額} \times 36\text{ヶ月}$
- ◆ 業務外の死亡の場合 $\text{最終報酬月額} \times 6\text{ヶ月}$

* 必要保障額 = A + B となります。

ポイント3 （役員勇退時の）退職慰労金準備資金

企業の繁栄を導いてきた経営者には、その功労に相応しい退職慰労金が必要です。

$$\text{退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{役員通算在任年数} \times \text{役位別倍率 (*)}$$

(*) 役位別倍率【例】 / 会長：3.0 社長：3.0 専務：2.5 常務：2.3 取締役：2.0

必要保障額のご相談について、ご遠慮なくご相談ください。

今回も前回に引き続き定期保険を取り上げてみました。実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。具体的なお相談に応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 渋谷 洋子